

(平成 23 年 5 月更新)

## 通 知 編

- ①日本医療機能評価機構 医療安全情報
 

No. 1	2006 年 12 月	インスリン含量の誤認
No. 6	2007 年 5 月	インスリン含量の誤認
No. 21	2008 年 8 月	血糖測定器の使用上の注意
No. 26	2009 年 1 月	血糖測定器への使用外の試薬の取り付け
  
- ②インスリンペン型注入器等と注入用針の組合せ使用に係る「使用上の注意」の改訂等について（厚生労働省通知）  
 （平 20 年 11 月 17 日，薬食審査発第 1117005 号・薬食安発第 1117003 号）
  
- ③インスリン製剤販売名命名の取扱いについて（厚生労働省通知）  
 （平 20 年 3 月 31 日，薬食審査発第 0331001 号・薬食安発第 0331001 号）
  
- ④インスリン製剤の販売名変更とそれに伴う注意点について  
 （平 20 年 12 月 10 日，日薬ニュース号外-123）
  
- ⑤インスリン製剤凍結防止のお願い  
 （平 16 年 11 月 25 日，日薬ニュース号外-79）
  
- ⑥カートリッジ型のインスリン製剤（ランタス注オプテクリック 300）及び専用の手動式医薬品注入器（オプテクリック）の安全対策について（依頼）（厚生労働省通知）  
 （平 17 年 9 月 30 日，医政総発第 0930003 号・薬食安発第 0930003 号）
  
- ⑦ペン型インスリン注入器等の取扱いについて（医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼）（厚生労働省通知）（平 20 年 10 月 3 日，医政総発第 1003001 号・薬食安発第 1003001 号）
  
- ⑧採血用穿刺器具（針の周辺がディスプレイタイプでないもの）の取扱いについて（注意喚起）（厚生労働省通知）（抜粋）  
 （平 20 年 5 月 22 日，事務連絡）
  
- ⑨微量採血のための穿刺器具（針の周辺がディスプレイタイプでないもの）の取扱いに係る周知徹底及び調査の実施について（依頼）（厚生労働省通知）（抜粋）  
 （平 20 年 5 月 30 日，医政発第 0530006 号・薬食発第 0530012 号）
  
- ⑩「微量採血のための穿刺器具（針の周辺がディスプレイタイプでないもの）の取扱いに係る周知徹底及び調査の実施について（依頼）」に関する追加情報（厚生労働省通知）（抜粋）  
 （平 20 年 6 月 6 日，事務連絡）

⑪「微量採血のための穿刺器具（針の周辺がディスポーザブルタイプでないもの）の取扱いに係る周知徹底及び調査の実施について（依頼）」に関する情報提供（厚生労働省通知）（抜粋）

（平 20 年 6 月 13 日，事務連絡）

⑫自己血糖測定器における測定範囲を超えた場合の表示等に係る自主点検等について（厚生労働省通知）

（平 20 年 10 月 31 日，薬食安発第 1031002 号・薬食機発第 1031002 号）

⑬微量採血のための穿刺器具に係る添付文書の自主点検等について（厚生労働省通知）

（平 22 年 3 月 1 日，薬食安発第 0301 第 9 号・薬食機発第 0301 第 1 号）

⑭ P M D A 医療安全情報

No. 5	2008 年 6 月	微量採血のための穿刺器具の取扱いについて
No. 8	2009 年 2 月	インスリンペン型注入器とその注射針（A 型専用注射針）の組み合わせ使用について
No. 18	2010 年 6 月	微量採血のための穿刺器具による採血時の注意について
No. 23	2011 年 4 月	インスリン注射器の取扱い時の注意について

（参 考）

⑮インスリン注入器等を交付する薬局に係る取扱いについて（厚生労働省通知）

（平 17 年 3 月 25 日，薬食機発第 0325001 号）

以 上